

# 第8回線引き見直しについて

葉山町都市経済部都市計画課

# 線引きとは

線引きは、神奈川県がおおむね10年後の将来人口予測のもと、都市計画区域について「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などを都市計画に定めるとともに、無秩序な市街化を防止するため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するもので、都市計画の根幹をなすものです。

# 線引きとは

これらの都市計画を見直すことを「線引き見直し」といい、神奈川県ではおおむね5年ごとに県内一斉で、この「線引き見直し」を行っています。

神奈川県では、昭和45年に当初線引きを行い、平成28年までに7回の見直しを行っています。

# 線引き見直しの経緯

昭和45年の当初線引きから平成22年の第6回線引き見直しまでの間、右肩上がりの人口増加のもとで市街化区域の量的な拡大を計画的に制御し、無秩序な市街化の防止と計画的な市街地形成、公共投資の効率化を図ってきました。

# 線引き見直しの経緯

平成28年に行った第7回線引きでは、人口減少、少子化、高齢化の加速、産業構造の変化、東日本大震災における津波災害を教訓とした津波災害の備えなど、地域をめぐる様々な社会経済情勢の変化に対応しつつ、持続可能な県土・都市づくりを進めています。

# 第8回線引き見直しの対象

- (1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 区域区分 ... 区域の変更はなし

# 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市計画の基本的な方針を定めるものです。

- ( 1 ) 都市計画の目標
- ( 2 ) 区域区分の決定の有無及び方針
- ( 3 ) 主要な都市計画の決定の方針

# 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

葉山町が定める都市計画マスタープランは、県の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して策定されており、神奈川県と県内の各市町は、連携して案を作成します。



# 「都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針」

## 【見直しの基本的な考え方】

前回線引きと同じ葉山町都市計画マスタープランに基づき作成しているため、大きな変更はない。

# 「都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針」

## 【主な変更点】

- ・ 災害に対する土地利用の考え方  
災害レッドゾーン内では、原則、都市的  
土地利用をしない。

など

# 区域区分（市街化区域・市街化調整区域）とは

区域区分とは、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めるものです。

# 区域区分

## (市街化区域・市街化調整区域)

### 市街化区域

既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

### 市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域で、原則として新たな建築物の建築などが制限されている区域

# 区域区分

## (市街化区域・市街化調整区域)

### 【見直しの基本的な考え方】

県が算出した人口フレームに収まっているため、区域区分の見直しは行わないこととしました。

# 今後の流れ

令和6年度

令和7年度

